

暮らし・にぎわい再生事業計画

上町地区

(第1回変更)

平成30年2月28日

青梅市

1. 再生事業計画区域

①計画区域の位置

東京都青梅市上町374番地ほか

②計画区域の面積

約1.0ha

③区域設定の考え方

青梅駅周辺は、旧青梅街道を交通の要として発展してきた地域であり、商店街のにぎわい等により青梅の顔として、長い間、市の中心地として栄え、西多摩地域の拠点としても機能してきた。

しかし、昭和40年代に駅前土地区画整理事業等によって都市基盤が整備された以降は、まちづくりの進展が見られず、施設の老朽化が目立つなど、以前の活気が失われつつある。

また、近年、郊外へのロードサイドショップや大型店舗の出店などにより、来街者も減少し、まちのにぎわいを取り戻す取組が求められている。

こうしたことから、この地区が担ってきた商業集積地としての活力を向上させ、子育て世代の定住促進や高齢者が安心して暮らすことのできる良好な住環境づくりを行うとともに、周辺に点在する公共的機能の集積を図り、中心市街地としての拠点性を高める。

そこで、青梅駅南西側に位置する本地区において、暮らしのにぎわい再生事業の都市機能まちなか立地支援等により、老朽化した現在の青梅市民会館を解体し、周辺に点在する公共コミュニティ施設の再編・集約による「新生涯学習施設（仮称）建設事業」を行うことにより本地区のにぎわいの再生を図るため、施行予定区域である約1.0haを再生事業計画区域として設定する。

2. 総事業費

約 1, 906 百万円

3. 暮らし・にぎわい再生事業計画区域の整備方針

1) 再生事業計画区域が抱える問題	・ 中心市街地の著しい人口減少 (平成 16 年度 5,516 人→平成 27 年度 5,199 人) ・ 市民や来街者が集うことができる施設の不足
2) 再生事業計画区域で整備する予定の都市機能導入施設 (箇条書きで記載)	・ 新生涯学習施設 (仮称) 多目的ホール、研修室、子育て支援施設、会議室、
3) 都市機能導入施設の整備効果	・ 新生涯学習施設 (仮称) の整備により、若い世代から高齢者まで、また、中心市街地のみならず、周辺地域および郊外からも人が訪れることになる。

4. 都市機能導入施設及び公開空地等の整備計画の概要 (全体概要)

【事業概要書】

番号	補助対象施設	補助種別	補助区分	公共施設の種類 (注1)	事業期間
①	新生涯学習施設(仮称)	コア事業	都市機能まちなか立地支援	地域交流施設	H29-H30

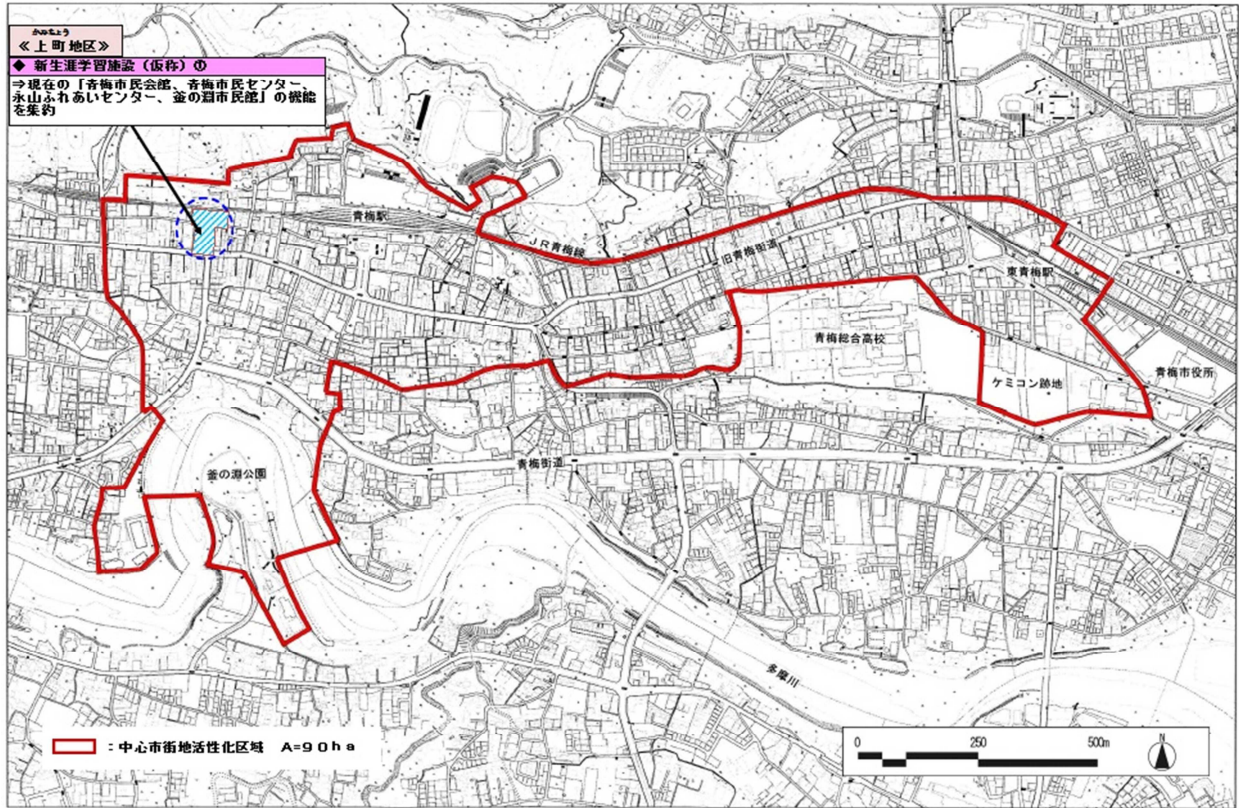
(注1) 公共施設の種類の、暮らし・にぎわい再生事業制度要綱第2条三に規定される

「社会福祉施設」「地域交流施設」「教育文化施設」「医療施設」「その他(その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設)」のうちから選択すること。

※コア事業、附帯事業、その他関連事業(まち交等)ごとに記入すること。

※位置が分かるように、番号を別添1の図面に記載すること。

【位置図】



【事業スケジュール】

番号	H29	H30	H31	H32	H33
①	—————→				

(※計画作成時以降のスケジュールについて、記載すること)

5. 整備計画に従って行われる主要な事業の概要（個別）

【個別施設概要書】

番号	①	施設名	新生涯学習施設(仮称)	事業期間	H29~H30
補助種別		コア事業		補助区分	都市機能まちなか立地支援
階数		地下1階 地上4階		構造	耐火構造
敷地面積(㎡)		約1,440㎡		延床面積(㎡)	約3,100㎡
施設用途(都市機能導入施設の概要)					
地域交流施設					

6. 提出参考資料

中心市街地活性化基本計画の認定書の写し



認定書

青梅市長

浜中 啓一 殿

平成28年5月11日付けで申請のあった下記の中心市街地活性化基本計画について、同年6月17日付けで中心市街地の活性化に関する法律に基づき認定する。

記

名称	青梅市中心市街地活性化基本計画（認定番号第199号）
----	----------------------------

内閣総理大臣

安倍晋三

